

令和8年6月定例会

総務常任委員会説明資料

知事
総務
企画
企業
議

事
務
振
興
事

公
興
務

室
部
部
局

令和 8 年度 6 月 補正 予算 の 概 要

一般会計補正予算（第 1 号）（議案第 1 号）は、

令和 7 年度の国の経済対策への対応等に必要な予算 1 8 2 億 5 5 百万円を計上。

[主な内容]

(1) 国の経済対策への対応	7,795 百万円
・自動運転バスの実証運行の実施	225 百万円
・周産期医療体制の確保、医療分野での業務効率化・職場環境改善の推進	690 百万円
・農林水産事業者への支援	341 百万円
・熊本県高等学校等教育改革促進基金への積立て	6,241 百万円
(2) その他	10,460 百万円
・持続的な成長・発展を目指す小規模事業者に対する支援	2,000 百万円
・くまもとサイエンスパーク実現に向けた取組み	30 百万円
・防災・減災、国土強靱化の推進等	5,883 百万円
・高校教育改革に向けた取組み	928 百万円

6 月補正予算の合計は、一般会計で 1 8 2 億 5 5 百万円の増額補正であり、補正後の予算規模は、9, 5 3 5 億 9 1 百万円となる。

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額	6月補正額 (第1号)	合 計
一 般 会 計	935,336	18,255	953,591
特 別 会 計			
高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計	3,424	619	4,043

(注) 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

第1号 令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	6月補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
1 県 税	177,985,266		177,985,266	
2 地 方 消 費 税 清 算 金	103,328,234		103,328,234	
3 地 方 譲 与 税	38,124,292		38,124,292	
4 地 方 特 例 交 付 金	7,628,112		7,628,112	
5 地 方 交 付 税	243,332,156		243,332,156	
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	224,963		224,963	
7 分 担 金 及 び 負 担 金	4,897,876	305,235	5,203,111	負担金 305,235
8 使 用 料 及 び 手 数 料	8,929,899		8,929,899	

(単位：千円)

区 分	補正前の額	6月補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
9 国 庫 支 出 金	136,069,942	12,932,852	149,002,794	国庫補助金 12,928,798 国庫委託金 4,054
10 財 産 収 入	2,940,957	41,003	2,981,960	財産運用収入 41,003
11 寄 附 金	557,096		557,096	
12 繰 入 金	62,436,003	1,036,623	63,472,626	新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金繰入金 108,590 高等学校等教育改革促進基金繰入金 928,033
13 繰 越 金	1	913,238	913,239	
14 諸 収 入	59,965,765	420,078	60,385,843	貸付金元利収入 402,862 受託事業収入 713 雑入 16,503
15 県 債	88,915,000	2,606,000	91,521,000	民生債 80,000 農林水産債 113,000 土木債 2,413,000
合 計	935,335,562	18,255,029	953,590,591	

(歳出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	6月補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
1 一 般 行 政 経 費	612,942,387	11,031,566	623,973,953	
(1) 人 件 費	191,492,289	13,032	191,505,321	その他の人件費 13,032
(2) 扶 助 費	118,762,657		118,762,657	
(3) 物 件 費	36,243,186	749,136	36,992,322	産業イノベーション人材育成等に資する 高等学校等教育改革促進事業（ソフト） 694,814 くまもとオンライン教育支援センター事業 12,014
(4) そ の 他	266,444,255	10,269,398	276,713,653	熊本県高等学校等教育改革促進基金積立金 6,241,003 くまもと型小規模事業者持続化補助金 2,000,000 中小企業金融総合支援事業 599,755

(単位：千円)

区 分	補正前の額	6月補正額	合 計	補 正 額 の 説 明
2 投 資 的 経 費	193,078,262	7,222,888	200,301,150	
(1) 普 通 建 設 事 業 費	138,722,445	7,222,888	145,945,333	
補 助 分	79,439,499	7,216,685	86,656,184	地域道路改築費 2,919,397 港湾整備事業 1,026,480 街路整備事業費 856,622
単 独 分	59,282,946	6,203	59,289,149	県有資産活用推進事業 6,203
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	37,099,645		37,099,645	
(3) 国 直 轄 事 業 負 担 金	17,256,172		17,256,172	
3 公 債 費	114,475,159	575	114,475,734	災害援護資金貸付金償還金 575
4 繰 出 金	14,839,754		14,839,754	
合 計	935,335,562	18,255,029	953,590,591	

令和7年度3月補正予算（知事専決処分）の概要

一般会計補正予算（第13号）（議案第3号）は、

持続的な成長・発展を目指す小規模事業者を支援する「くまもと型小規模事業者持続化補助金」に必要な予算26億円を計上。

[内容]

(1) くまもと型小規模事業者持続化補助金 2,600百万円

3月補正予算（知事専決処分）の合計は、一般会計で26億円の増額補正であり、補正後の予算規模は、1兆132億97百万円となる。

（単位：百万円）

会 計 名	補正前の額	3月補正額 (第13号)	合 計
一 般 会 計	1,010,697	2,600	1,013,297

（注）各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

第3号 令和7年度熊本県一般会計補正予算（第13号）

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	3月補正額 (専決)	合 計	補正額の説明
1 県 税	184,594,295		184,594,295	
2 地方消費税清算金	99,979,499		99,979,499	
3 地方譲与税	41,408,782		41,408,782	
4 地方特例交付金	924,324		924,324	
5 地方交付税	239,077,144		239,077,144	
6 交通安全対策特別交付金	224,963		224,963	
7 分担金及び負担金	5,717,762		5,717,762	
8 使用料及び手数料	8,995,308		8,995,308	

(単位：千円)

区 分	補正前の額	3月補正額 (専決)	合 計	補 正 額 の 説 明
9 国 庫 支 出 金	196,054,420	2,573,500	198,627,920	国庫補助金 2,573,500
10 財 産 収 入	2,858,327		2,858,327	
11 寄 附 金	890,961		890,961	
12 繰 入 金	15,639,795	△ 20,500	15,619,295	県債管理基金繰入金 △ 20,500
13 繰 越 金	20,963,788		20,963,788	
14 諸 収 入	60,173,076		60,173,076	
15 県 債	133,195,000	47,000	133,242,000	総務債 47,000
合 計	1,010,697,444	2,600,000	1,013,297,444	

(歳出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	3月補正額 (専決)	合 計	補 正 額 の 説 明
1 一 般 行 政 経 費	611,065,325	2,547,000	613,612,325	
(1) 人 件 費	182,513,596		182,513,596	
(2) 扶 助 費	118,227,815		118,227,815	
(3) 物 件 費	34,747,557	△ 53,000	34,694,557	(財源更正) 防災DX推進事業 △ 53,000
(4) そ の 他	275,576,357	2,600,000	278,176,357	くまもと型小規模事業者持続化補助金 2,600,000

(単位：千円)

区 分	補正前の額	3月補正額 (専決)	合 計	補 正 額 の 説 明
2 投 資 的 経 費	279,068,944	53,000	279,121,944	
(1) 普 通 建 設 事 業 費	194,685,115	53,000	194,738,115	
補 助 分	127,308,933		127,308,933	
単 独 分	67,376,182	53,000	67,429,182	(財源更正) 防災DX推進事業 53,000
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	55,093,741		55,093,741	
(3) 国 直 轄 事 業 負 担 金	29,290,088		29,290,088	
3 公 債 費	105,105,461		105,105,461	
4 繰 出 金	15,457,714		15,457,714	
合 計	1,010,697,444	2,600,000	1,013,297,444	

令和8年度6月補正予算総括表

総務部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
人事課	5,279,107	4,660	5,283,767				4,660
財政課	133,938,604		133,938,604				
県政情報文書課	2,164,361		2,164,361				
総務厚生課	1,047,744		1,047,744				
財産経営課	4,565,361		4,565,361				
私学振興課	18,705,573	4,527	18,710,100	2,103			2,424
市町村課	3,542,906		3,542,906				
税務課	105,909,099		105,909,099				
一般会計計	275,152,755	9,187	275,161,942	2,103			7,084

熊本県公債管理特別会計

財政課	126,838,079		126,838,079				
-----	-------------	--	-------------	--	--	--	--

熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計

市町村課	361,594		361,594				
------	---------	--	---------	--	--	--	--

部局計

部局合計	402,352,428	9,187	402,361,615	2,103			7,084
------	-------------	-------	-------------	-------	--	--	-------

令和8年度6月補正予算県議会説明資料

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明		
					特定財源			一般財源		説	明
					国支出金	地方債	その他				
13	人事管理費	4,353,652	4,660	4,358,312				4,660	人事管理費 人事給与システム等改修費 税制改正に伴う人事給与システム及び庶務事務システムの改修に要する経費		
課計		5,279,107	4,660	5,283,767				4,660			

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明		
					特定財源			一般財源		説	明
					国支出金	地方債	その他				
31	私学振興費	18,698,661	4,527	18,703,188	2,103			2,424	私学振興助成費 4,527 (1)奨学のための給付金事業 2,424 奨学のための給付金の支給対象拡充に伴う審査体制の強化に要する経費 ①(2)国際交流・留学プログラム構築推進事業 2,103 外国人留学生受入れに係る体制構築等を行う私立高等学校に対する助成		
課計		18,705,573	4,527	18,710,100	2,103			2,424			

令和8年度6月補正予算総括表

企画振興部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
企画課	801,308		801,308				
地域振興課	865,378		865,378				
阿蘇草原再生・世界遺産推進課	224,283		224,283				
交通政策課	2,588,526	262,296	2,850,822	231,619			30,677
空港アクセス鉄道整備推進課	531,576		531,576				
統計調査課	484,934		484,934				
デジタル戦略推進課	584,799		584,799				
デジタル県庁推進課	2,276,021		2,276,021				
球磨川流域復興局付	2,232,537		2,232,537				
一般会計計	10,589,362	262,296	10,851,658	231,619			30,677

部局計

部局合計	10,589,362	262,296	10,851,658	231,619			30,677
------	------------	---------	------------	---------	--	--	--------

令和8年度6月補正予算県議会説明資料

交通政策課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
14	計画調査費	2,344,163	262,296	2,606,459	231,619			30,677	1 交通整備促進費 262,295 ①(1)くまもと臨空テクノパーク自動 運転社会実装推進事業 224,554 阿蘇くまもと空港周辺地域における自動運転バスの 実証運行に要する経費 (2)地方公共交通鉄道対策事業 1,667 安全運行確保のための設備投資を行う鉄道業者へ の支援等に要する経費 ①(3)交通系決済サービス利便向上 促進事業 10,900 新たな定期券制度を導入する交通事業者に対する 助成 (4)地域公共交通計画推進事業 25,174 既存バス路線のダウンサイジングに向けた実証運 行に要する経費 2 国庫支出金返納金 1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事 業費確定に伴う国庫支出金返納金
課 計		2,588,526	262,296	2,850,822	231,619			30,677	

令和7年度3月専決予算総括表

知事公室

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
知事公室付	73,982		73,982				
秘書課	227,457		227,457				
広報課	302,769		302,769				
危機管理防災課	1,470,128		1,470,128	-26,500	47,000		-20,500
国際課	348,336		348,336				
くまモン課	451,881		451,881				
一般会計計	2,874,553		2,874,553	-26,500	47,000		-20,500
部局計							
部局合計	2,874,553		2,874,553	-26,500	47,000		-20,500

専決処分の報告及び承認について (専第54号 令和8年3月23日専決)

危機管理防災課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
44	防災総務費	1,418,861		1,418,861	-26,500	47,000		-20,500	防災対策費 防災DX推進事業 財源更正 国支出金 -26,500 一般財源 -20,500 地方債 47,000
課計		1,470,128		1,470,128	-26,500	47,000		-20,500	

第 4 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条の16第2項中「1,080円)」を「1,440円)」に改め、同項第1号中「710円」を「950円」に改め、同項第2号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

第25条の20第2項中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改める。

(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第19号作業の項中「840円(大規模な)」を「1,120円(大規模な)」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正)

第3条 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例(平成23年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に、「1,680円」を「2,240円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

第6条中「1,680円」を「2,240円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第1条改正後特殊勤務手当条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の熊本県警察

の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（以下「第3条改正後特殊勤務手当特例条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（手当の内払）

3 第1条改正後特殊勤務手当条例、第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例又は第3条改正後特殊勤務手当特例条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された手当は、当該各号に定める条例の規定による手当の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 第1条改正後特殊勤務手当条例
- (2) 第2条の規定による改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例
- (3) 第3条の規定による改正前の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例 第3条改正後特殊勤務手当特例条例

（提案理由）

国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額を見直す等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第4号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額を見直す等の必要がある。</p> <p>2 改正する条例 (1) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 (2) 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 (3) 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例</p> <p>3 主な改正内容 (1) 公共土木施設災害応急作業手当の額を見直す。 (2) 災害警備等作業に係る手当の額を見直す。 (3) 災害警備等作業に係る手当の額の特例を見直す。</p> <p>4 施行期日 公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</p>

第 5 号

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
 熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

15	いじめ防止対策推進法 （平成25年法律第71号）第14条第3項 の規定により置かれる 附属機関	会 長	日額25,700円	ただし、日額により難しい 理由があると認められる 場合については、日額以 外の方法で知事が定める 額
		委 員	日額23,100円	
		臨 時 委 員	日額23,100円	
16	いじめ防止対策推進法 第30条第2項及び第 31条第2項の規定に より置かれる附属機関	委 員 長	日額25,700円	ただし、日額により難しい 理由があると認められる 場合については、日額以 外の方法で知事が定める 額
		委 員	日額23,100円	
		臨 時 委 員	日額23,100円	
		調 査 委 員	日額23,100円	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「別表第1第16号」を「別表第1第18号」に改める。

（提案理由）

熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の業務内容を踏まえ、委員等の報酬の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容																					
第5号	熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の業務内容を踏まえ、委員等の報酬の額を見直す必要がある。</p> <p>(熊本県いじめ防止対策審議会)</p> <p>教育委員会の附属機関として設置。いじめの防止等に関する重要事項や県立学校におけるいじめ重大事態に関する事項を調査審議する。</p> <p>(熊本県いじめ調査委員会)</p> <p>知事の附属機関として設置。知事の諮問に応じ、いじめ重大事態に係る公立学校又は私立学校の調査の結果について調査審議する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 熊本県いじめ防止対策審議会及び熊本県いじめ調査委員会の委員等の報酬の額を下表のとおり見直す。</p> <table border="1" data-bbox="611 958 1481 1765"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ防止対策審議会)</td> <td>会長</td> <td>日額25,700円</td> <td rowspan="4">ただし、日額により難しい事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額23,100円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額23,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ調査委員会)</td> <td>委員長</td> <td>日額25,700円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額23,100円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額23,100円</td> </tr> <tr> <td>調査委員</td> <td>日額23,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 上記(1)に伴い、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の所要の規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	区分		報酬額		いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ防止対策審議会)	会長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額	委員	日額23,100円	臨時委員	日額23,100円	いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ調査委員会)	委員長	日額25,700円	委員	日額23,100円	臨時委員	日額23,100円	調査委員	日額23,100円
区分		報酬額																					
いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ防止対策審議会)	会長	日額25,700円	ただし、日額により難しい事由があると認められる場合については、日額以外の方法で知事が定める額																				
	委員	日額23,100円																					
	臨時委員	日額23,100円																					
いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定により置かれる附属機関 (熊本県いじめ調査委員会)	委員長	日額25,700円																					
	委員	日額23,100円																					
	臨時委員	日額23,100円																					
	調査委員	日額23,100円																					

第 6 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第38条中「同条第63項」を「同条第65項」に改める。

第52条第1項中「限る。）」の次に「（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあった場合における当該住宅を除く。第59条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として施行令第37条の18第1項に規定する期間が5年以上であるもののうち同条第2項に規定するものの建替えにより新築された住宅を除く。）

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で省令第7条の6第1項に規定するもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

(2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で省令第7条の6第3項に規定するもの

第52条第3項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第2項」を「第37条の19第2項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改める。

第59条第1項中「住宅（）」の次に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

第99条第1項中「（昭和26年法律第85号）」を「（昭和26年法律第185号）」に改める。

第109条第1項第5号中「身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で規則で定めるもの（以下この条において「身体障害者等」という。）1人」を「身体障害者等1人」に改め、同号アからウまでの規定中「身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で規則で定めるもの（以下この条において「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改め、同条第4項後段中「（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第7条中「の新築を」を「（第52条第1項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和11年4月1日から」に改め、「まで」の次に「の間」を、「当該取得が」の次に「令和11年4月1日から」を加える。

附則第8条の2第5項第3号中「第37条の18第3項各号」を「第37条の19第3項各号」に改める。

附則第9条第1項中「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するもの」に、「附則第5条第1項」を「附則第5条第2項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に、「その他の総務省令で定めるもの」を「その他の省令附則第5条第4項に規定するもの」に、「自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるもの」を「自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項に規定するもの」に改め、同項第1号中「総務省令で定めるもの」を「省令附則第5条第6項に規定するもの」に改め、同条第2項第2号中「で規定する」を「に規定する」に、「総務省令で定めるもの」を「省令附則第5条の2第2項に規定するもの」に、「省令附則第5条の2第2項」を「同条第3項」に改め、同条第3項第1号中「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第4項に規定するものに規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第5項に規定するものに規定す

る窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」に、「総務省令で定めるエネルギー消費効率」を「省令附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率」に、「以上のもので総務省令で定めるもの」を「以上のもので同条第7項に規定するもの」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第8項に規定するものに規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第9項に規定するものに規定する窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの」を「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第10項に規定するもの」に改め、同項第3号中「総務省令で定めるもの又は同項」を「省令附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに適合するもの」を「省令附則第5条の2第12項に規定するものに適合するもの」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの」を「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第13項に規定するもの」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和11年4月1日から施行する。ただし、第38条、第99条第1項、第109条第1項第5号及び第4項後段並びに附則第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第52条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第59条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第7条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第6号	熊本県税条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 不動産取得税 ア 新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域若しくは浸水被害防止区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅を除く。）又は市街化調整区域のうち土砂災害警戒区域若しくは一定の浸水想定区域の区域内にある住宅（建替えにより新築された一定の住宅等を除く。）（以下「特定区域内住宅」という。）及びその土地を適用対象から除外する。 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外する。 (2) その他規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日 令和11年4月1日。ただし、(2)の一部は、公布の日から施行する。</p>

第 7 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「当該特別償却設備に係るもの」を「当該特別償却設備（対象特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産を除く。）に係るもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第7号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。 （事業税の課税免除等の対象から、一定の特定業務児福祉施設の用に供する減価償却資産が除かれていることを明記。）</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 8 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表3の項中「私立高等学校等専攻科（学校教育法第1条に規定する特別支援学校の専攻科を除く。以下この項及び13の項において同じ。）」を「学校教育法第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）の専攻科（私立のものに限る。以下この項及び9の項において「私立高等学校等専攻科」という。）」に、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「同法第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表8の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改め、同表9の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第2の9の項中「同法第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

別表第3の2の項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法第16条に規定する保護者その他の当該生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正等に伴い、関係規定の整備を行う等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第8号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の一部改正等に伴い、関係規定の整備を行う等の必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。（別表第1－別表第3関係） (2) その他所要の規定の整理を行う。（別表第1関係）</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 13 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 56 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月31日専決

熊本県知事 木村 敬

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（自動車税の環境性能割（法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。附則第3条の2を除き、以下「環境性能割」という。）にあっては、自動車税事務所長）」を削る。

第23条第1項中「、環境性能割」を削り、「種別割」を「自動車税」に改める。

第99条第1項を次のように改める。

自動車税は、道路運送車両法（昭和26年法律第85号）第2条第2項に規定する自動車のうち、同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のもの（以下この節において「自動車」という。）に対し、その所有者に課する。

第99条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第99条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「自動車の取得者及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第100条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第100条の2から第100条の8までを削る。

第101条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の次に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第3項及び第4項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第102条（見出しを含む。）、第103条（見出しを含む。）及び第104条（見

出しを含む。)の規定中「種別割」を「自動車税」に改める。

第105条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(次項、次条並びに第106条第1項及び第2項において「新規登録」という。)」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項本文中「種別割を」を「自動車税を」に、「収納計器」を「知事が指定した熊本県税証紙代金収納計器(以下この条において「収納計器」という。)」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、「収納印」の次に「(規則で定める形式の印影をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項ただし書中「種別割額」を「自動車税額」に改め、「納税済印」の次に「(規則で定める形式の印影をいう。)」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第5項及び第6項を次のように改める。

5 知事は、前項の規定により収納計器を指定し、又は取扱人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。これらの指定を取り消したときも、同様とする。

6 第4項の収納印で著しく汚染し、又は毀損したものは、無効とする。

第105条に次の2項を加える。

7 前2項に規定するものを除くほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

8 第4項の申告書又は報告書が提出されなかったことにより、第3項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

第105条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「地方税関係手続用電子情報処理組織」を「法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」に、「地方税共同機構」を「法第761条に規定する地方税共同機構」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第106条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第13条第1項の規定による移転登録(以下この条において「移転登録」という。)」に改め、同項第5号中「第99条第3項」を「第99条第2項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第2項」を「前項」に改める。

第107条(見出しを含む。)、第107条の2の見出し及び同条第1項並びに第108条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第109条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第5号中「身体障害者等」を「身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で規則で定めるもの(以下この条において「身体障害

者等」という。)に改め、同項第7号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加え、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項中「種別割」を「自動車税」に、「運転免許証」を「身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証をいう。)」に改め、「免許情報記録個人番号カード」の次に「(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項において同じ。)」を、「特定免許情報」の次に「(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。)」を加え、同条第5項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第3条の2を削る。

附則第6条の7及び第7条中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第8条の5から第8条の12までを削る。

附則第9条の前の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「次条第2項」を「次条第3項」に、「法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」に、「法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第1号及び次条第3項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。))に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電

力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。) その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第9条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号中「法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準」を「同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同項第3号中「法第149条第1項第3号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第101条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第9条の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和

2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの又は同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

附則第9条の2第1項中「第99条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第9条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和27年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

第1条中「の種別割」を削る。

第2条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割（以下「種別割」という。）」を「自動車税」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に、「第100条の6第1項」を「第105条第4項」に改め、

同条第3項及び第4項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第5項中「種別割額」を「自動車税額」に、「第100条の6第1項」を「第105条第4項」に改め、同条第6項中「第100条の6第2項から第4項まで」を「第105条第5項から第7項までに」改める。

第4条第2項及び第5条中「種別割」を「自動車税」に改める。

(熊本県税災害減免条例の一部改正)

第3条 熊本県税災害減免条例(昭和38年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条各号列記以外の部分中「の種別割(以下「種別割」という。)を削り、「種別割について」を「自動車税について」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第1号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2号中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

(熊本県自動車税事務所条例の一部改正)

第4条 熊本県自動車税事務所条例(昭和40年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに附則第3条の2」を削る。

(熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「並びに地方税法附則第29条の10第1項の規定により知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に熊本県税条例第92条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第93条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第92条第6項の規定に該当するに至った場合に

において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の熊本県税条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務は、なお従前の例による。
- 7 施行日前の代替自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割の免除については、なお、従前の例による。

専決処分等の報告及び承認についての概要

議案番号	議案名	内 容
第13号	専決処分等の報告及び承認について	<p>熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>1 条例改正の趣旨 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 （1）熊本県税条例の一部改正 ア 自動車税 （ア）自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。 （イ）排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車税は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、次のとおり延長する。 a 環境負荷の少ない自動車 令和8年度及び令和9年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する特例措置を講ずる。 b 環境負荷の大きい自動車 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）及びキャンピング車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15（バス及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずる。 （a）ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度 （b）軽油自動車その他の（a）に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度 イ 不動産取得税 （ア）新築住宅を独立行政法人都市再生機構等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和</p>

		<p>する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長する。</p> <p>(イ) 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合の税額の減額及び徴収猶予について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長する。</p> <p>(ウ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長する。</p> <p>ウ 軽油引取税</p> <p>軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正</p> <p>現行の自動車税種別割を自動車税とすることに伴う所要の規定の整理を行う。</p> <p>(3) 熊本県税災害減免条例の一部改正</p> <p>自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とすることに伴う所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 熊本県自動車税事務所条例の一部改正</p> <p>地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。</p> <p>(5) 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正</p> <p>地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>
--	--	--

第 14 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 57 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月31日専決

熊本県知事 木村 敬

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

専決処分の報告及び承認についての概要

議案番号	議案名	内 容
第14号	専決処分の報告及び承認について	<p>熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例改正の趣旨 <p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。</p> 2 主な改正内容 <p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限を令和10年3月31日まで延長する。</p> 3 施行期日 <p>令和8年4月1日</p>

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

危機管理課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
22	総務費	防災費	防災情報通信基盤整備事業費	664,980,000	12,806,681	工事資機材の納期及び関係機関との協議等に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったため。

防災推進課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
22	総務費	防災費	マイタイムライン普及促進事業費	5,783,000	3,038,580	国の防災気象情報の見直しが遅れたことに伴い、年度内の事業完了が困難となったため。
22	総務費	防災費	防災DX推進事業費	233,560,000	53,000,000	令和7年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

消 防 保 安 課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
22	総務費	防災費	市町村等消防施設整備補助 事業費	2,375,000	475,000	市町村が購入する消防車両の発注に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
22	総務費	防災費	消防学校教育訓練機能強化 事業費	1,168,336,000	748,110,797	工事等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
45	商工費	工鉦業費	物価高騰対応生活者緊急支 援事業費	1,203,500,000	858,500,000	国の経済対策に伴う事業であり、事業実施に向けた補助事業者との調整に不測の日数を要し、年度内の実施が困難となったため。

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

県政情報文書課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
56	教育費	大学費	公立大学法人支援事業費	1,916,046,000	147,976,000	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模修繕工事の一部について、空調の停止期間に施工する必要が生じ、年度内の事業完了が困難となったため。 ・半導体関連人材育成に要する施設整備の設計について、設計内容の検討等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。

財産経営課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
20	総務費	総務管理費	県庁舎維持補修費	1,581,639,000	387,123,000	資材の納入等に不測の日数を要したこと等により、年度内の事業完了が困難となったため。
20	総務費	総務管理費	県庁舎等施設LED導入事業費	52,045,000	43,045,000	資材の納入等に不測の日数を要したこと等により、年度内の事業完了が困難となったため。
20	総務費	総務管理費	財産利活用推進事業費	47,578,000	13,640,000	事業者公募要件の設定に係る市場調査等に不測の期間を要したこと等により、年度内の事業完了が困難となったため。

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

私学振興課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
55	教育費	教育総務費	物価高騰対策事業費 (私立学校等分)	24,693,000	24,693,000	令和7年度1月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。
60	災害復旧費	教育災害 復旧費	私立学校施設災害復旧事業	102,608,000	51,304,000	関係機関と協議・調整のうえ実施する必要があり、年度内の事業完了が困難となったため。

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

地域振興課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
21	総務費	企画費	「環境首都」水俣・芦北地域 創造事業費	249,600,000	158,758,000	水俣市、芦北町及び津奈木町への補助事業について 国の経済対策に対応し、令和7年度2月補正予算に計 上したため。
21	総務費	企画費	移住定住加速化事業費	302,384,000	21,000,000	国の経済対策に対応し、令和7年度2月補正予算に計 上したため。
21	総務費	企画費	水俣・芦北地域重点施策課 題解決推進事業費	79,257,000	49,257,000	芦北町及び津奈木町への補助事業において、整備内 容についての関係者との協議に不測の期間を要し、年 度内の事業完了が困難となったため。
22	総務費	企画費	被災住宅移転促進宅地整備 受託事業費	253,563,000	95,884,859	県が球磨村から受託して実施する避難路整備につい て、法面工事で湧水が確認され、工事に不測の期間を 要し、年度内の事業完了が困難となったため。

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

阿蘇草原再生・世界遺産推進課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
21	総務費	企画費	阿蘇草原再生事業費	5,835,000	5,456,000	各牧野で実施する野焼きについて、天候不良により年度内の事業完了が困難となったため。
21	総務費	企画費	草原維持システム構築推進事業費	30,682,000	20,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が事業実施箇所の選定等に不測の日数を要したため。 ・国の経済対策に係る事業費で県への交付決定が令和8年3月に行われたため。

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

交通政策課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
21	総務費	企画費	地方公共交通対策事業費	684,933,000	226,575,000	令和7年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。
21	総務費	企画費	地域交通燃料価格高騰対策事業費	372,356,000	372,356,000	令和7年度1月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。
57	災害復旧費	総務 復旧 災害 費	肥薩おれんじ鉄道災害復旧費	156,644,000	156,644,000	関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
57	災害復旧費	総務 復旧 災害 費	くま川鉄道災害復旧費	125,000,000	25,000,000	関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

空港アクセス鉄道整備推進課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
21	総務費	企画費	阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業費	273,294,000	205,503,873	関係機関等と協議・調整のうえ実施する必要があり、年度内の事業完了が困難となったため。

デジタル戦略推進課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
20	総務費	総務管理費	情報通信基盤整備支援事業費	31,500,000	31,500,000	設計内容の見直し等に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったため。
21	総務費	企画費	情報通信格差是正事業費	29,006,000	29,006,000	設計内容の見直し等に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったため。

令和7年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

議会事務局

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
20	議会費	議会費	議会棟維持修繕費	110,419,000	49,888,000	工事の入札不調により、業者決定に時間を要し、年度内の工事完了が困難となったため。

令和7年度熊本県一般会計事故繰越繰越計算書

地域振興課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	支出負担行為額	翌年度繰越額	繰越の理由
68	総務費	企画費	「環境首都」水俣・芦北地域 創造事業費	753,661,000	411,488,000	水俣市への補助事業において、建設資材の入手困難により、工事に不測の期間を要し、年度内の事業完了が困難となったため。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 55 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年3月30日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和8年2月2日 宇城市松橋町曲野地内	個 人 (所有者) カーポート	70,400円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

専決処分の報告の概要

議案番号	議案名	内 容
報告 第12号	専決処分の報告 について	<p>職員による交通事故の和解及び賠償額の決定</p> <p>【事故の概要】</p> <p>1 日時 令和8年2月2日（月） 午後1時50分頃</p> <p>2 場所 宇城市松橋町曲野地内</p> <p>3 当事者 熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課職員 事故の相手方 個人</p> <p>4 過失割合 県：相手方＝100：0</p> <p>5 損害額及び損害賠償額 相手方損害額 70,400円 損害賠償額 70,400円</p> <p>6 事故の状況 職員が公務で出張中、Uターンするために後進して方向転換しようとしたところ、相手方所有の私有地に設置されたカーポートに公用車後方が接触し、カーポートに付属した雨樋を損傷させたもの。 なお、公用車に修理を要する損傷はなく、職員にも負傷はなかった。</p>